ニ　区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
ホ　区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
ヘ　区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
ト　区分番号Ｂ００１の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料
チ　区分番号Ｂ００１の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料
リ　区分番号Ｂ００１の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料
ヌ　区分番号Ｂ００１―３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)
ル　区分番号Ｂ００１―３―３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)
ヲ　区分番号Ｃ００７の注４に規定する衛生材料等提供加算
ワ　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料
カ　区分番号Ｉ０１２―２の注４に規定する衛生材料等提供加算
ヨ　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置
タ　区分番号Ｊ００１―７に掲げる爪甲除去
レ　区分番号Ｊ００１―８に掲げる穿刺排膿後薬液注入
ソ　区分番号Ｊ０１８に掲げる喀痰吸引
ツ　区分番号Ｊ０１８―３に掲げる干渉低周波去痰器による喀痰排出
ネ　区分番号Ｊ０４３―３に掲げるストーマ処置
ナ　区分番号Ｊ０５３に掲げる皮膚科軟膏処置
ラ　区分番号Ｊ０６０に掲げる膀胱洗浄
ム　区分番号Ｊ０６０―２に掲げる後部尿道洗浄（ウルツマン）
ウ　区分番号Ｊ０６３に掲げる留置カテーテル設置
ヰ　区分番号Ｊ０６４に掲げる導尿（尿道拡張を要するもの）
ノ　区分番号Ｊ１１８に掲げる介達牽引
オ　区分番号Ｊ１１８―２に掲げる矯正固定
ク　区分番号Ｊ１１８―３に掲げる変形機械矯正術
ヤ　区分番号Ｊ１１９に掲げる消炎鎮痛等処置
マ　区分番号Ｊ１１９―２に掲げる腰部又は胸部固定帯固定
ケ　区分番号Ｊ１１９―３に掲げる低出力レーザー照射
フ　区分番号Ｊ１１９―４に掲げる肛門処置
コ　区分番号Ｊ１２０に掲げる鼻腔栄養

(4)　頻回訪問加算に規定する状態等にある患者

別表第三の一の三に掲げる者

(5)　在宅時医学総合管理料の注８（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準

保険医療機関であって、主として往診又は訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

(6)　在宅時医学総合管理料の注10（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の三に掲げる患者

(7)　在宅時医学総合管理料の注11及び施設入居時等医学総合管理料の注４に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の四に掲げる患者

(8)　在宅時医学総合管理料の注12（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(9)　在宅時医学総合管理料の注13（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する施設基準

在宅患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

(10)　在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

当該保険医療機関の訪問診療の回数及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関（令和六年三月三十一日までに開設した保険医療機関を除く。）の訪問診療の回数の合計が一定数を超えないこと。

(11)　在宅時医学総合管理料の注16（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

当該保険医療機関の月二回以上訪問診療を行う患者数が一定数未満であること又は月二回以上訪問診療を行う患者数に占める別表第八の二若しくは別表第八の三に掲げる患者数が一定割合以上であること。

一の六の二　在宅時医学総合管理料の注15（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注９、歯科疾患在宅療養管理料の注７、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８に規定する施設基準

(1)　在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

(2)　診療情報等を活用した上で計画的な医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　(1)に規定する連携体制を構築している保険医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

一の七　歯科訪問診療料の注10に規定する時間

保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の八　歯科訪問診療料の注16に規定する基準

歯科医療を担当する保険医療機関であって、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

二　在宅がん医療総合診療料の施設基準

(1)　在宅がん医療総合診療料の注１に規定する施設基準

イ　在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　在宅がん医療総合診療料の注７に規定する施設基準

在宅患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。